

和歌山市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、和歌山市長及び和歌山市教育委員会から包括外部監査結果に基づく措置等の状況について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

平成26年8月26日

和歌山市監査委員	伊藤隆通
同 上	田上武
同 上	宇治田清治
同 上	中尾友紀

包括外部監査結果に基づく措置等の通知に係る公表

平成26年8月26日

和歌山市監査委員

和行経第57号
平成26年8月21日
(2014年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 大橋 建一

包括外部監査の結果報告に基づく措置等の通知について

包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成24年度)**

〔監査テーマ〕

道路事業に係る財務に関する事務執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部課等名	頁
<p>1 道路政策</p> <p>(1) 都市計画道路の整備計画の見直しについて 市は都市計画道路の見直し作業に着手しているものの、関係機関との合意形成に時間を要しており、パブリックコメントを得られるような見直し原案を現状提示できる状況にはない。 長期未着手路線に限らず、予算の制約等を踏まえ実現可能な、かつ地域のあり方を踏まえた優先順位を明確にした質の高い都市計画道路の整備計画となるよう、市は市民及びまちづくりに関与する機関等との合意形成を図りながら速やかに見直しを行うことが望まれる。</p>	<p>計画決定46路線のうち、31路線の見直し対象路線について、国県市で合同検討会を実施し、平成26年3月20日から4月18日の30日間で、パブリックコメントを実施。 今後は、地元説明会を開催し、最終の取りまとめを行い、平成27年度の計画決定の変更を予定しています。</p>	<p>建設局 道路部 道路政策課</p>	<p>41</p>
<p>(2) 生活道路整備の優先順位について 実際に重点とされる生活道路の整備や市の81橋について平成22年度に長寿命化修繕計画の策定を実施している。しかし、生活道路の整備を長期的に効率的・効果的な整備を図ろうとする生活道路網整備計画が未だ策定されていない 現状は、上記のとおり重点施策の選定を行うなど、多少の優先順位をつけて生活道路の整備を行っているが、むしろ問題が生じたとき、市民から声が届いた際に対症療法的な修繕・改善等の整備事業が多く実施されている。 限られた予算のなかで、既存の膨大な社会資本である生活道路の維持・整備を行うためには対症療法的な整備事業を主体とするのではなく、市民の声を反映し、市民からコンセンサスを得た一定の選考基準のもと、長期的な生活道路網の整備計画を立案し、その計画のもと、限られた予算を効果的に配分し、計画的・効率的に生活道路の整備を実施することが望まれる。</p>	<p>生活道路整備における公共事業優先順位については、先進都市の事例を参考に現在、評価方法について検討中であり、平成27年度を目途に生活道路整備における公共事業優先順位基準（案）の策定を進めています。</p>	<p>建設局 道路部 道路政策課</p>	<p>43</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況 (監査実施年度：平成24年度)

〔監査テーマ〕

道路事業に係る財務に関する事務執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部課等名	頁
<p>(3) 道路政策に係る行政評価に関する各種指標の見直しについて</p> <p>基幹道路の整備における都市計画道路の整備計画進捗率は、他の地方公共団体でも多く選択されている指標である。しかし、長期未着手の都市計画道路をそのまま残し続けてきた現行の都市計画道路の計画延長距離を分母とする指標にどれだけの意味があるのか疑問である。確かに都市計画道路の整備が年度間で比較することで進んでいることを確認することはできるが、表示する指標の意味するところが市民にとって明確であるとはいえない。</p> <p>また、基幹道路及び生活道路に関する各指標で「都市計画道路の整備進捗率」以外の指標の選定理由を関係部署に確認したところ、回答がその場で得られなかった。</p> <p>これは、基幹道路の整備であれ、生活道路の整備であれ、真にその道路の選定基準を明確にし、選定基準に基づく道路計画の優先順位が明確にされているならば、その成果指標及び活動指標はおのずと明確になるはずである。</p> <p>これまでの市は、この優先順位の決定ルール・過程が不明確であったことから、各指標の選定に関する方針も確固たるものを構築できていないと考えられる。</p> <p>国土交通省は、「道路行政が目指すべき成果を表す指標一覧」(下記データ参照)を公表している。そこでは、道路の選考基準を「政策テーマ」と表記しており、この「政策テーマ」ごとに、目指すべき指標21例を表記している。</p> <p>必ずしも、市が目指すべき成果指標は「道路行政が目指すべき成果を表す指標一覧」に限定されるものではないが、上記に記載しているとおおり、基幹道路整備及び生活道路整備に関する長期整備計画を立案し、その立案過程においていずれの政策テーマ(道路計画の選定基準)に重点を置くかを明確にすることで、道路整備計画の優先順位が決まり、各道路整備事業に関する指標も対応して決まるものと考えられる。</p> <p>道路行政に関する成果及び行動に関する指標を以上の内容にそって、見直すことが望まれる。</p>	<p>○都市計画道路進捗率について 全体の進捗率とは別に、現在、実施している都市計画道路の見直しに併せ、存続路線の整備プログラムを作成し各路線の整備優先順位や整備期間などを指標の一つとして公表できるよう進めています。</p> <p>○生活道路に関する成果指標等について 現在、検討中の生活道路整備に関する公共事業優先順位基準を基本とし、整備順位や整備期間なども成果指標の要素となるよう検討を進めます。</p>	<p>建設局 道路部 道路政策課</p>	<p>44</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成24年度)**

〔監査テーマ〕

道路事業に係る財務に関する事務執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部課等名	頁
<p>2 道路管理 市道管理事業 道路台帳の訂正について</p> <p>道路管理者は、道路法第28条第1項の規定に基づき、その管理する道路の台帳（以下、「道路台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。</p> <p>また、道路台帳は、道路法施行規則第4条の2の規定に基づき、調書及び図面をもって組成され、路線ごとに調製されなければならないとともに、「調書及び図面は、その記載事項に変更があつたときは、速やかに、これを訂正しなければならない。」と定められている。</p> <p>しかし、市では、道路台帳の作成・更新・修正作業等は外部民間業者に委託しており、市道の認定など議会の承認が必要なものについては、前年の10月から9月までのデータ（9月議会までの承認案件）を当年度の3月末までに訂正しているが、当年度の10月から翌3月末までの市道認定は翌年度になっている。</p> <p>これは、市道認定が議決された後も、測量、登記手続等に時間を要するため、タイムリーに反映させるのは難しいとのことであるが、その年度の議決された市道路線の認定・変更分については当該年度の道路台帳にすべて反映されている中核市もあり、2月議案に掲載された段階で準備作業など進めるなどして、速やかに反映できるような仕組みを検討する必要がある。</p>	<p>道路台帳の訂正について、当年度の10月から翌3月末までのデータについて、業者と協議の上道路台帳に反映できるよう改善します。</p>	<p>建設局 道路部 道路管理課</p>	<p>84</p>
<p>3 第二阪和・京奈和関連建設事務所について 未利用土地対策事業 未利用土地について</p> <p>未利用土地（六十谷手平用地）に関する利用計画は、現段階も策定されていない。市は現在検討中であり、早急に有効な利用計画を立案することであるが、六十谷手平線改築事業が平成22年度に終了しており、かつ先行取得後20年近く経過しており、早急な対応が必要である。</p> <p>特に、当該土地は市土地開発公社がまだ保有しており、その取得に要した資金の調達に伴い発生する金利（利率1.6%）を市が負担することを考慮すれば、速やかに利用計画を立案し、市土地開発公社からの再取得を早め有効活用することが求められる。</p> <p>なお、当該未利用土地の有効活用方法を検討する際は、現在「市當中之島定期駐車場」として利用されている土地の有効活用とあわせて検討することが望まれる。</p>	<p>未利用地（土地開発公社所有地）については、平成25年度に第三セクター等改革推進債を活用し、本市において再取得しました。</p> <p>本年度は、本物件について売却処分を進める予定であります。</p> <p>なお、市當中之島定期駐車場については周辺地域の環境改善や付近住民のニーズに応えるべく存続させます。</p>	<p>建設局 道路部 第二阪和・京奈和関連建設事務所</p>	<p>108</p>